

平成25年 第4回定例会

1 議事日程

12月9日（月曜日）午前10時開議

第3号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2	議案第1号	士幌町活き生きまちづくり基金条例案
3	議案第2号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
4	議案第3号	士幌町町税条例の一部を改正する条例案
5	議案第4号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
6	議案第5号	士幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
7	議案第6号	士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
8	議案第7号	指定管理者の指定について
9	議案第8号	北十勝障害程度区分認定審査会規約の変更について
10	議案第9号	農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて
11	議案第10号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
12	議案第11号	平成25年度士幌町一般会計補正予算
13	議案第12号	平成25年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
14	議案第13号	平成25年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
15	議案第14号	平成25年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
16	議案第15号	平成25年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算
17	意見書案第9号	2014年度地方財政の確立を求める意見書案
18	意見書案第10号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案
19	意見書案第11号	平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書案
20	意見書案第12号	2014年及び2015年の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書案
21		閉会中継続調査申出書

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	赤間 敏博

#### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	保健福祉課長	大森 三宜子
会計管理者	太田 靖久	病院事務長	奥村 光正
町民課長	伊賀 淑美	特別養護老人ホーム施設長	波多野 義弘
産業振興課長	高木 康弘	子ども課長	高橋 典代
建設課長	土生 明美	消防署長	荒田 雅則

#### 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	教育課長	植田 廣幸
参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
		給食センター所長	鈴木 典人

#### 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

#### 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	柳谷 善弘	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

#### 9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><a href="#">日程第1、会議録署名議員の指名</a>を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、森本真隆議員及び5番、細井文次議員を指名いたします。</p>
2	柴田副町長	<p><a href="#">日程第2、議案第1号「土幌町活き生きまちづくり基金条例案」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第1号 土幌町活き生きまちづくり基金条例案について説明を申し上げます。</p> <p>これは、土幌町の住みよい豊かなまちづくりを推進するための経費に充てるための基金とするため、地方自治法第241条の規定に基づき基金条例を制定するものであります。</p> <p>この基金の原資につきましては、先日、11月27日に中土幌地区に完成しました太陽光発電施設を土幌町物産振興公社へ貸し付ける貸付料</p>

であります。基金を充当する主な事業につきましては、省エネルギーに関する事業や補助金、それから起債の使えない公共施設の大規模な改修事業、商工、観光、また環境に関する事業やこの施設の修繕や将来の撤去費用などを予定しているところであります。

第1条では、ただいま説明しました設置目的について規定したものでございます。

第2条以降につきましては、一般の基金と同様の条文であります。2条につきましては積み立てに関するもので、一般会計において処理しようとするものであります。第3条は基金の管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰りかえ運用について、第6条は基金の処分について、第7条については委任事項であります。

附則でございますけれども、施行時期については公布の日とするものであります。

なお、本年度の積立金につきましては、後ほど議案の第11号の一般会計補正予算に計上しております1,979万7,000円を予定しているところです。

以上、簡単ですが、説明いたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

3

[日程第3、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この改正につきましては、平成24年度の人事院勧告において55歳を超える職員に対し、昇給停止の勧告をされたことにより、国家公務員に準じて改正しようとするものであります。昨年の人勧でありますけれども、国は東日本大震災の復興財源といたしまして給与削減を行っていたため、この改正を見送っていたものでございますけれども、来年度から給与削減をやめることとなりまして、今回からこの改正をすることとなったものであります。したがって、本町も同様に高齢層の昇給を停止することとするものであります。

説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表を載せてあります。右側が現行でございまして、第4条第6号で55歳を超える職員の昇給については2号給であるものを改正案、左側ですけれども、これを勤務成績が特に良好である場合のみ昇給できるものとするというふうに改正しようとするものでありますけれども、基本的には昇給を停止をしようとするものであります。

議案に戻っていただきまして、改正の時期であります。平成26年1月1日とするものであります。

なお、この改正につきましては職員組合とは合意に至っております。以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認め、よって本案は原案のとおり可決されました。

4

[日程第4、議案第3号「土幌町町税条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第3号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正は、地方税法の改正に伴いまして一部改正しようとするものであります。

説明資料では8ページ以降、新旧対照表を載せてございますけれども、改正の内容をまとめたもので説明をしたいと思います。同じく説明資料の5ページをお開き願います。最初に、個人町民税の関係ですが、寄附金税額控除の特例であります。地方公共団体に寄附を行った場合、いわゆるふるさと寄附でございまして、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により寄附金のうち2,000円を超える額について所得税と地方税で全額が控除できることとなっております。しかしながら、平成25年から復興特別所得税が創設され、課税総所得に対しまして2.1%が新たに課税したことに伴いまして、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合にこの分も、この2.1%の分についても住民税の税額控除をし、所得税と地方税を合わせた減税額が従前と同じになるように特別控除額を見直すものであります。改正する条例につきましては、右側のほうにありますけれども、第34条の7及び附則第7条の4で、適用時期につきましては平成26年1月1日からであります。

次の公的年金からの特別徴収における徴収方法等の見直しにつきましては、表を見ていただきまして、年金から引かれる個人町民税の額につきましては4月、6月、8月の年金支給額からの町民税は税額を決定していないために仮徴収として差し引くわけでございますけれども、今まで前年度の2月に差し引く税額で差し引いていたわけですが、これが前年の課税所得が大きく変動する場合があります。主には所得が大きくて少なくなるような場合でございますけれども、例えば前々年に譲渡所得や事業所得があって、前年は所得、年金所得しかなくなったような場合や医療費控除などによって税額が少なくなったような場合に前年度の2月の税額で引くと引き過ぎることが、そういう現象が起きます。そのようなことがないように改正後のとおり、前年度の年税額の半分の額を3回の年金支給から徴収し、平準化するものでございます。10月から2月までの本徴収の税額に関しましては変更がございません。また、このほか賦課期日後に町外へ転出した者や特別徴収額が変更となった者でも特別徴収ができるように見直しを行うものでございます。改正する条例につきましては第47条の2及び第47条の5であり、適用時期につきましては平成28年10月1日からであります。

次のページへ行きまして、新住宅借入金等特別税額控除の延長等についてでございますけれども、住宅ローン控除の適用期限を4年間延長しまして、平成29年末までの入居者に適用されます。また、これにつきましては消費税の引き上げによる影響を考慮しまして、平成24年4月から平成29年12月までの入居者に係る控除限度額を5%から7%に拡充し、限度額につきましても9万7,500円から13万6,500円とするものでございます。なお、この税率及び限度額につきましては、消費税が上がらなかった場合は現行どおりとするものでございますけれども、上がることが確定しておりますので、この部分については改正するということになるものでございます。また、東日本大震災により居住用家屋の滅失等により住宅の再取得をした場合には、消費税率の改定に関係なく改定後の控除限度額を適用するものでございます。改正条例につきましては、附則第7条の3及び附則第28条であります。適用時期につきましては、平成27年1月1日からであります。

次の被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますけれども、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合のその敷地に係る居住用財産を譲渡した場合、軽減税率、特別控除の適用などについての特例措置について、相続人にも適用が受けられることとするものでございます。条例では附則第22条の2の改正であり、適用時期につきましては平成26年1月1日からでございます。

次の金融所得課税の一本化でございますけれども、国債を初めとする公社債や株式などの所得に対する課税は、それぞれの種類によって分離課税であったり、非課税であったり、所得税においては源泉徴収

が行われておりましたけれども、一方住民税では課税がされていないものなど課税が複雑であることから、金融所得課税の一本化について国では推進されてきたところであります。この一本化の内容は、税負担に左右されず、金融商品を選択できるように税率等の金融所得間の課税方式を均衡化することと損益通算の範囲を拡大することです。これらのことから、公社債や上場株式等の金融所得において課税を一本化し、損益通算をできるようにするものであります。なお、この改正につきましては後ほど説明いたします国民健康保険税の改正にも該当するものであります。改正条例は附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2、附則第21条、附則第21条の2であります。改正時期につきましては、平成29年の1月1日からであります。

資料の次のページ、7ページでございますが、固定資産税の一部改正であります。まず、納税義務者に係る特例措置の廃止です。独立行政法人森林総合研究所が旧独立行政法人緑資源機構から引き継いだ農地についての特例措置について、事業が完了したことによりましてこの特例措置を廃止するものであります。これについては、本町については該当ございません。条例は第54条及び第131条で、適用時期につきましては平成25年4月1日であります。

次の住宅耐震改修に係る特例の経過措置でございますけれども、耐震改修を行った住宅の固定資産税を2分の1減額する特例措置について、平成25年4月1日より30万円以上から50万円を超える額に引き上げられたことから、年度をまたいで工事がされた場合に30万円以上の軽減が受けられるように経過措置を設けるものでございます。これについても本町については該当ございません。改正する条例は改正附則第4条であり、適用時期については平成25年4月1日でございます。

次の延滞金の割合の特例の見直しでございますけれども、近年の低金利状況や公定歩合が形骸化しつつあることから、国税において延滞金が見直されることと、あわせて町税等における延滞金の率を見直すものであります。現行の延滞金は本則で14.6%でありまして、納期限後1カ月までは7.3%であります。現行では、特例基準割合に公定歩合に4%を加算した率、4.3%を使っておりますけれども、この特例基準割合の定義が改められたことによりまして財務大臣が告示する割合で国内銀行の貸出約定平均金利の年平均に1%を加算した率とされたことから、直近の貸出約定平均金利の年平均では1%でありまして、これに1%を加算した割合となるので2%となります。したがって、改正後は特例割合2%に1%を加算した割合、3%が納期限後1カ月までの延滞金の率ということになります。同様にそれ以降につきましては7.3%を加算した割合、9.3%が延滞金の割合とするものでございます。この改正につきましては、後ほど説明いたします税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正及び後期高齢者医療に關す

	<p>る条例の一部改正にも適用されまして、同様の内容でございます。条例では附則第3条の2及び附則第4条の改正であり、適用時期は平成26年1月1日であります。</p> <p>以上が町税条例の一部を改正する条例案の内容の説明とさせていただきます。新旧対照表での説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
5	<p><b>日程第5、議案第4号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴 田 副 町 長	<p>議案第4号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。</p> <p>この改正につきましても地方税法の改正に伴い条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料では36ページから新旧対照表を載せてございますけれども、先ほどの説明資料の6ページをごらんいただきたいと思います。下段の金融所得課税の一本化の趣旨によりまして改正するもので、内容の中身につきましては先ほど第3号議案で説明いたしましたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。改正する条例は附則3及び6から15までであります。適用時期につきましては、平成29年1月1日からであります。</p> <p>適用区分で改正後の条例は平成29年度以降の国民健康保険税に適用しまして、平成28年度までは従前の条例を適用するというようにするものでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p>

		(異議なし)
6	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第5号「土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第5号 土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましても地方税法の改正に伴い条例を改正するものでございます。</p> <p>説明資料では40ページから新旧対照表を載せてございますけれども、先ほどの説明資料の要旨の中の7ページをごらんいただきたいと思えます。下段の延滞金の割合の特例の見直しについて改正するものでございまして、内容につきましては先ほどの議案第3号で説明したとおりでございますので、省略をさせていただきます。改正する条例は第4条の附則3であります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、15ページをお開きください。適用時期につきましては、平成26年1月1日からとするものであります。</p> <p>なお、それ以前の延滞金につきましては、従前の例によるものとするものといたします。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p>
		(なし)
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
		(なし)
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p>
		(異議なし)
7	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第6号「土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第6号 土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましても地方税法の改正に準じ改正される延滞金の規定について、土幌町税外諸収入金の徴収に関する条例を適用させるために改正しようとするものでございます。</p> <p>説明資料では41ページからになりますが、督促手数料と延滞金に関</p>

		<p>する条項でありまして、これにつきましては先ほど説明いたしましたとおり税外諸収入金の条例を適用させまして、これに係る分は条例から削除しようとするものでございます。延滞金の割合につきましては、議案第3号で説明したとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。</p> <p>適用時期につきましては、平成26年1月1日からであります。</p> <p>以上、簡単ですが、説明いたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p> <p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p> <p>討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異 議 な し )</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><b>日程第8、議案第7号「指定管理者の指定について」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>柴 田 議案第7号 指定管理者の指定について説明いたします。</p> <p>副 町 長 これは、佐倉へき地保育所に係る指定管理者の指定でございます。これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>施設の名称につきましては、佐倉へき地保育所であります。指定管理者につきましては、宇土幌東7線132番地、特定非営利活動法人佐倉地区へき地保育所理事長、塩谷将邦氏であります。指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間あります。</p> <p>指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条で公募によらない指定管理者の候補者の選定等とありまして、地域の活力を利用した管理により事業効果が期待できるときには公募によらないことができるという1項がありまして、それによりましてNPO法人佐倉地区へき地保育所からの申請といたしまして、指定管理者選定委員会によりまして妥当と判断いたしましたので、今議会の議決をお願いするものでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明いたします。</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p>
加納議長		
8		
柴 田		
副 町 長		
加納議長		

	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
9	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第9、議案第8号「北十勝障害程度区分認定審査会規約の変更について」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>議案第8号 北十勝障害程度区分認定審査会規約の変更について説明をいたします。</p> <p>これは、北十勝障害程度区分認定審査会規約の変更の協議について、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>平成26年4月1日から障害者支援法施行に伴いまして、障害程度区分が障害支援区分に改められることになりました。それらに伴い、文言を改正するものであります。</p> <p>改正する部分につきましては、題名、それと第1条及び第2条中の文言でございます。</p> <p>改正の時期につきましては、平成26年4月1日からでございます。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
10	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p><a href="#">日程第10、議案第9号「農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>議案第9号 農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて説明をいたします。</p> <p>これにつきましては、農業共済条例第155条第5項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>中身は、平成24年度末の余剰金1億3,946万2,292円のうち、360万円を取り崩しまして一般損害防止事業に充てようとするものでござい</p>

		<p>ます。内容につきましては、従来から実施しております畜舎等衛生事業に100万円と家畜防疫舎整備事業といたしまして260万円の合計360万円の財源に充てるものでございます。</p> <p>以上で説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1		<p><b>日程第11、議案第10号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。</p>
	小林町長	<p>議案第10号は人事案件ですが、人権擁護委員の推薦についてでありますけれども、現任の人権擁護委員が平成26年3月31日をもって任期満了となることから、新たに選任同意を求めるものでありますけれども、新たな人権擁護委員は土幌町字土幌200番地の27、小林宏氏を再任用するものでありまして、期間については平成26年4月1日から平成29年の3月31日までの3年間となるものであります。</p> <p>同意賜ることをお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第10号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p>
1 2		<p><b>日程第12、議案第11号「平成25年度土幌町一般会計補正予算」</b>を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p>
	寺田総務企画課長	<p>総務企画課長、寺田より説明申し上げます。</p> <p>平成25年度土幌町一般会計補正予算〔第4号〕でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,005万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,486万円に改めようとするものでございます。</p> <p>地方債の補正は「第2表 地方債補正」によるものとします。</p>

それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款1項2目文書広報費は、高齢者医療制度円滑運営事業負担金の追加による財源補正でございます。

3目財産管理費では、中土幌太陽光発電施設火災保険料及び土地登記委託料を追加計上しております。特定財源としまして、太陽光発電施設貸付料を記載のとおり計上しております。

6目企画費では、生き生きまちづくり基金積立金を追加計上し、特定財源としまして太陽光発電施設貸付料を同額計上しております。

7目環境対策費では、合併処理浄化槽設置事業助成金として設置個数の増加に伴い、6件分を追加計上しております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費は、扶助費において臨時福祉灯油購入助成事業扶助費を追加計上し、特定財源として地域づくり総合交付金を記載のとおり計上しております。

7目後期高齢者医療費では、負担金補助及び交付金において療養給付費負担金で平成24年度精算不足分を追加し、繰越金において後期高齢者医療事務費繰出金を減額するものでございます。

8目国民健康保険費では、繰出金において国保基盤安定繰出金の保険税軽減分及び保険者支援分を追加し、国民健康保険事業繰出金を減額するもので、特定財源としまして国庫支出金、道支出金をそれぞれ記載のとおり計上しております。

2項1目児童福祉総務費は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の追加による財源補正でございます。

4目子育て支援推進費では、報償費において子育て支援祝い金、負担金補助及び交付金において保育士等処遇改善臨時特例事業助成金を追加計上しております。特定財源としまして、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を計上しております。

続きまして、4款1項3目環境衛生費は、火葬場土幌聖苑の燃料費及び電気料を追加計上しております。

12ページ、5款1項2目失業対策費では、町有建物の解体工事費を追加しております。

6款1項11目食品加工施設費は、加工センターボイラーの修繕料を追加するものでございます。

続きまして、7款1項1目商工振興費では、商店街空き店舗対策助成金を追加計上しております。

2目観光振興費では、新拠点づくりワーキングチームの視察経費として9節旅費、14節使用料及び賃借料を追加し、委託料の新拠点基本計画策定委託料において視察経費額を減額し、経費の振りかえをするものでございます。

13ページ、9款1項1目消防費では、署費・団費では報償費分を追加し、本部共通経費ではデジタル無線整備工事費分を追加計上してお

ります。特定財源としまして、一般単独事業債を記載のとおり計上しております。

次に、10款2項1目学校管理費は、全小学校の屋体施設つり物点検委託料を追加するものでございます。

2目教育振興費では、日本スポーツ振興センター災害共済補償金を追加し、特定財源としまして同センター災害共済給付金を同額計上しております。

3項1目学校管理費では、中央中学校屋体施設つり物点検委託料及び電話交換機等取りかえ工事費をそれぞれ追加するものでございます。

4項2目教育振興費は、パソコン室のパソコン用電源工事費及び備品購入費として生徒用パソコン等の購入費を追加しております。

続きまして、14ページ、12款1項1目土地取得費は、土地購入費を追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、18款1項1目繰越金に前年度繰越金3,970万1,000円を計上して収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、十勝圏消防救急無線デジタル化整備事業の実施に伴い、地方債を追加するものでございます。なお、15ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上、説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。8番、清水議員。

清水議員 12ページの町有建物解体工事ですが、これはどこの建物で、失業対策費ですからこれにかかわって労務費はどの程度見ているのかお伺いします。

加納議長 産業振興課長。

高木産業振興課長 産業振興課長の高木より説明させていただきます。

町有建物等解体工事のまず場所についてでございますけれども、特老裏の旧上杉邸、それから5条で元託老所に使っておりましたアカシヤ邸、それから学校関係では中士幌小学校のプール管理棟、士幌小の教員住宅1棟、下居辺小の教員住宅1棟でございます。これにかかわります人件費等でございますけれども、延べ80人から100人程度を見込んでございまして、対象人員についてはおおよそ10名から13名程度ということで、これに係ります賃金といたしましては約100万円というような内訳となっております。

以上でございます。

加納議長	5番、細井文次議員。
細井議員	10ページ、民生費の部分で臨時福祉灯油の購入助成ということでございますけれども、時期的にはいつごろ出す予定をしておりますか、お聞きしたいと思います。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。 議会終了後、皆様に通知、周知いたしましてすぐ行う予定でおります。3月31日まで受け付ける形で行おうというふうに思っております。以上でございます。
加納議長	5番、細井議員。
細井議員	3月31日ということでありまして、もう12月も10日、きょう9日ですけれども、なるべく早くできれば年内にあらあら配付できるように、冬時期ですから、灯油を使うのはやはりこの時期でありますから、これはできるだけ早い時期に、できれば私は年内にこの臨時灯油は配付できるような体制をぜひともとっていただけないかというふうに思いますけれども。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より年内に申請していただくようにすぐ取りかかりたいと思います。
加納議長	11番、大西議員。
大西議員	関連してなのでございますけれども、いつも聞いていると手続が何か時間かかっている。だから、年内に受け付けをしたいという、年内にこっちは出せるようにしてほしいという希望でしょう。だから、受け付けは年内にするよでなく年内に、大体普通の一般家庭というのは12月の末に、年越しのときには大体タンクを満タンにして年を越すのです。ですから、多分これからやるとすごく時間は大変だと思うのです。ですけれども、せっかく出すのなら喜んでもらう時期に出すべきだと思うのです。当たらない時期に出しても半減してしまうから、だから手続を本当に簡素にやってなるべく、大体こっちで町でわかっているわけだから、どの人が対象かと。だから、そこへ直接ばんとやって、申請を持ってきてくれたらすぐ出せるような体制で、忙しいと思うけれども、年内にみんなにできるようにしてほしいなと思いますけれども、町長。
加納議長	町長。
小林町長	私どももそういうふうに考えているのですけれども、ただ先ほど課長が申しましたように受け付けは年度内にできるということでありまして、基本的に私ども議会終了後すぐ取りまとめを行って、申請あったものからできる限り年内に支給できる形で取り進めたいと思います。
加納議長	10番、和田議員。

和田議員	今の関連なのですが、対象戸数はどのぐらいになりますか。
加納議長	保健福祉課長。
大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より回答いたします。
加納議長	今考えている世帯は431世帯でございます。
服部議員	7番、服部議員。 12ページの商工費の中、商店街の空き店舗対策助成金の内容についてお願いいたします。
加納議長	産業振興課長。
高木産業振興課長	産業振興課長の高木よりお答えをいたします。 旧有沢商店の部分について、土地については町が取得をいたしまして、建物部分につきましては商工会が取得をするということでございます。この商工会が取得をする経費分900万円を町から助成金として支払うということ予算計上したものでございます。 以上であります。
加納議長	7番、服部議員。
服部議員	それでは、助成金として建物分、土地は町が取得して建物分は助成金として出す、商工会のほうにということなのですが、町で持たないのはなぜですか。
加納議長	副町長。
柴田副町長	土地は先ほど言われたように町が取得しますけれども、建物につきましては商工会が取得しましてその運用を、商店街からシャッターを1つでもあけようという商工会の事業がありまして、そちらのほうで運用するというので、より柔軟な運用ができるだろうということで、商工会が直接起業家に対して貸し付けたほうがそういう効果が得られるだろうということで、商工会に取得していただくとするものであります。
加納議長	7番、服部議員。
服部議員	町が持つて対応するというのはやはり難しいですか。今のこの形でいくと、実際には町がこれ建物分も出していますよね。結果的には、そうであれば全部土地、建物を町が取得し、あと運営を商工会でというような形はとれないのですか。
加納議長	副町長。
柴田副町長	町が取得いたしまして、商工会に貸し付けます。貸し付けた場合、商工会はまたそれを起業家に対しましてまた貸し付けすることになりますので、町といたしましては又貸しの状況になるものですから、それを避けるということでございます。
加納議長	7番、服部議員。
服部議員	この要請があったということも私ども承知しているのですが、具体的にというか、この要請の段階で、それからこの助成金なり、それから土地を取得するなりでどのような形態でどのようなものというのは

お話を聞き、それで了解したということになるのでしょうか。

加納議長 町長。

小林町長 商工会全体としては、何とかあそこは中心街でありますし、利用したいということもあったのですけれども、所有者の関係があつていろいろ何年か延びてきたのですけれども、私どもに商工会から出された要望については今服部議員がおっしゃったとおり、町が全部取得をしてくれないかということで、それで貸し付けをしてくれということなのですけれども、いろいろ協議した結果、商工会としてはあの建物を一部テナント方式でいろんな方、商工業者の方に入らせていただいているんなことを展開したいということでありまして、今言ったようにちょっと又貸しのようなことになるので、それでいろいろ商工会と協議の結果、土地の部分については町が取得するのでありますけれども、建物については商工会が取得していただいて、それに対して助成金を出して商工会の中でいろいろテナント方式なり、いろんな多様な利用をしていただいたほうがいだろうということで、そういう形をとらせていただいたということでご理解をいただきたいと思ひます。

(何事か言う者あり)

加納議長 ちょっと最後にそうしたら。

小林町長 詳細はまだかたまっていないのかもしれないのですけれども、一応私どもがちょっと聞いているのは外国の輸入雑貨とか、あるいは飲食店が何店か入るといふなことをお聞きしているのですけれども、今後何か商工会が地元の商工業者の中で詰めていきながら入居者を決めていくといふふうにお聞きしているところであります。

加納議長 12番、加藤議員。

加藤議員 今の質問に関連なのですけれども、町が町の活性化のために商工会に力をかすというのは大いに結構だし、どんどん進めていただきたいなどは私は思うのですけれども、今回有沢の店舗跡地ですけれども、町内にはほかにもシャッターのおりた商店ありますよね。第2弾、第3弾ということがもし来た場合、町はどうするのですかね。

加納議長 町長。

小林町長 今言われたように、全てそうしたら空き店舗になっているところを町が買うということは考えているわけではなくて、特に従前からあそこは特に商店街の中心街だということがあつて、何とかという話を私どもも聞いていたので、そんなことで今回取得することになったのですけれども、今後そうしたら空き店舗どうするのだという話については、できる限り商工会の中で利用いただくということに対して町が支援できることがあれば支援をしていくということで、全てあいたところを町が取得するというような考え方は持っていないということでご理解いただきたいと思ひます。

加納議長 ほかにございませんか。

		(な し)
	加納議長	それでは、質疑がなければ質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		<a href="#">日程第13、議案第12号「平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」</a> を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。
	大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より平成25年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。
		第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額を10億9,405万5,000円に改めようとするものです。
		歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、特定財源の保険基盤安定繰入金軽減分を226万6,000円及び保険基盤安定繰入金支援分を16万2,000円追加し、一般財源を242万8,000円減額する財源補正でございます。
		2款2項1目一般被保険者高額療養費は500万円を追加し、6,136万円とするものです。これは、実績見込みによる増額補正であります。
		4ページをお開き願います。特定財源の歳入といたしましては、10款1項1目の前年度繰越金を500万円充当し、歳入歳出の均衡を図ったものです。
		以上、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		<a href="#">日程第14、議案第13号「平成25年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」</a> を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。
	大森保健福祉課長	保健福祉課長、大森より平成25年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,028万8,000円に改めようとするものであります。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては7万円を追加し、949万4,000円とするものです。これは、高齢者医療制度円滑運営事業負担金として一般会計で支出している広報紙掲載費用に充当するものです。特定財源としまして、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を同額充当するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては97万9,000円を追加し、7,869万3,000円とするものです。これは、24年度精算分といたしまして事務費負担金65万9,000円を減額し、保険料等負担金を163万8,000円追加するものです。特定財源といたしまして、事務費繰入金を65万9,000円減額するものです。

歳入につきましては、特定財源以外の収入といたしまして後期高齢者医療保険料を特別徴収分109万円、普通徴収分54万8,000円を広域連合での賦課情報をもとに追加補正するものです。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認め、したがって本案は原案のとおり可決されました。

15

[日程第15、議案第14号「平成25年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より平成25年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

歳出から説明いたしますので、4ページをお開き願います。2款1項8目居宅介護住宅改修費は、実績見込みにより41万円追加し、170万円とするものです。特定財源といたしましては、現年度分介護給付費負担金分等、制度のルールに基づき記載のとおり充当するものです。

2款1項9目居宅介護サービス計画給付費は、実績見込みにより71

万円減額し、1,759万円とするものです。特定財源といたしましては、記載のとおり制度のルールに基づき減額するものであります。

2款2項6目介護予防住宅改修費は、実績見込みにより30万円追加し、100万円とするものです。特定財源としましては、記載のとおり制度のルールに基づき充当するものであります。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。8番、清水議員。

清水議員 今41万円の追加あったでしょう。これは何戸分ですか。

加納議長 保健福祉課長。

大森保健福祉課長 済みません。住宅改修費の関係でよろしかったでしょうか。住宅改修費は、20万円まで介護保険で使えまして、18万円が限度額になりますので、その範囲内で住宅改修するという事でこの金額を何戸分ということではなくて、足りない想定される分を今回補正させていただいております。最大で18万円ということになります。

以上でございます。

加納議長 ほかにございませんか。

( な し )

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

( な し )

加納議長 討論なしと認め、これより議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

( 異 議 な し )

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16

日程第16、議案第15号「平成25年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特老施設長。

波多野特老施設長 特別養護老人ホーム施設長、波多野から平成25年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万1,000円を

	<p>追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,109万7,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>最初に、歳出から説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費での11節需用費におきましては、空調機配管修理、1階介護用品保管庫天井からの水漏れの修理及び除雪機の修理等の修繕料として102万1,000円を追加計上するものでございます。</p> <p>次に、歳入について説明申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思っております。4款1項1目繰越金で前年度繰越金102万1,000円を充当し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
	<p>加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (な し)</p>
	<p>加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)</p>
	<p>加納議長 討論なしと認め、これより議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
	<p>加納議長 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 7	<p><a href="#">日程第17、意見書案第9号「2014年度地方財政の確立を求める意見書案」</a>を議題といたします。</p> <p>朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
	<p>加納議長 異議なしと認めます。 これより質疑を行います。ございませんか。 (な し)</p>
	<p>加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)</p>
	<p>加納議長 討論なしと認め、これより意見書案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
	<p>加納議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 8	<p><a href="#">日程第18、意見書案第10号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案」</a>を議題といたします。</p> <p>意見書案第10号から第12号については朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p>

		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 9		<a href="#">日程第19、意見書案第11号「平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書案」</a> を議題といたします。 これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより意見書案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
2 0		<a href="#">日程第20、意見書案第12号「2014年及び2015年の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書案」</a> を議題といたします。 これより質疑を行います。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、意見書案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
2 1		<a href="#">日程第21、「閉会中の継続調査申出書」</a> を議題といたします。 職員に朗読させます。
	仲 山	平成25年12月9日。
	総務係長	士幌町議会議長、加納三司様。 議会運営委員長、清水秀雄。 閉会中継続調査申出書。 本委員会は次の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を

要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、1)、議会の運営に関する事項、2)、議長の諮問に関する事項、3)、議会の活性化に関する事項。

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

以下、同一部分の朗読は省略いたします。

総務文教常任委員長、服部悦朗。

1、事件、生ごみ資源化について。

産業厚生常任委員長、加藤宏一。

1、事件、土幌町国民健康保険病院の経営について。

以上でございます。

加納議長 お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

以上で平成25年第4回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員